

危険物保安統括管理者選任・解任届出書

【 内容 】

次に該当する危険物製造所等においては、危険物保安統括管理者を定め届け出なければなりません。
また、解任したときも同様となります。

- (1) 第4類の危険物を指定数量の3,000倍貯蔵し、又は取り扱う危険物製造所等(移送取扱所及び次に掲げるものを除く)
- ・ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物を消費する一般取扱所
 - ・車両に固定されたタンクその他これらに類するものに危険物を注入する一般取扱所
 - ・容器に危険物を詰め替える一般取扱所
 - ・油圧装置、潤滑油循環装置その他これらに類する装置で危険物を取り扱う一般取扱所
 - ・鉱山保安法の適用を受ける危険物製造所等
- (2) 第4類の危険物を指定数量以上取り扱う移送取扱所(特定移送取扱所以外のもの及び危険物告示で定める特定移送取扱所)

【 根拠法令 】

消防法第12条の7 危険物の規制に関する政令第30条の3 危険物の規制に関する規則第47条の6

【 届出時期 】

危険物保安統括管理者を選任(解任)したとき遅滞なく

【 提出部数 】

2部(その1部に届出済の印を押印して届出者に交付します。)

【 提出先 】 ※該当する危険物製造所等を管轄する消防署等に届け出てください。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防規制課	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎3階)	0155-26-9124	平日8時45分 ~17時30分	帯広市内分
帯広消防署	帯広市西6条南6丁目3-1(消防庁舎1階)	0155-26-9131	×	
音更消防署	河東郡音更町木野西通16丁目1	0155-30-3322	8時45分 ~ 17時30分	音更町内分
士幌消防署	河東郡士幌町字士幌西2線161	01564-5-2323		士幌町内分
上士幌消防署	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2519		上士幌町内分
鹿追消防署	河東郡鹿追町西町3丁目10	0156-66-2201		鹿追町内分
新得消防署	上川郡新得町4条南3丁目1番地	0156-64-5103		新得町内分
清水消防署	上川郡清水町南6条4丁目1番地2	0156-62-2519		清水町内分
芽室消防署	河西郡芽室町東2条3丁目1番地	0155-62-2821		芽室町内分
中札内消防署	河西郡中札内村大通南1丁目12番地	0155-67-2111		中札内村内分
更別消防署	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2201		更別村内分
大樹消防署	広尾郡大樹町字下大樹224番地1	01558-6-2199		大樹町内分
広尾消防署	広尾郡広尾町並木通東4丁目4番地	01558-2-2730		広尾町内分
幕別消防署	中川郡幕別町錦町90番地	0155-54-2434		幕別町内分
池田消防署	中川郡池田町西2条11丁目1-12	015-572-3119		池田町内分
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310		豊頃町内分
本別消防署	中川郡本別町北2丁目4番地1	0156-22-2007		本別町内分
足寄消防署	足寄郡足寄町北1条4丁目52番地	0156-25-2619	足寄町内分	
陸別消防署	足寄郡陸別町栄町	0156-27-2524	陸別町内分	
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地	015-576-2419	浦幌町内分	

郵送による届出ができる消防署もあります。管轄消防署に直接お問い合わせください。